

質問書に対する回答

「上人ヶ浜公園整備運営事業」における公募設置等指針に関する質問について、下記のとおり回答いたします。

質問対象	質問内容	回答
公募設置等指針 P.5	(2)公募対象公園施設 ア 公募対象公園施設の種類の体験型施設とは具体的にどのような施設を意味するのか、ご教示ください。体験活動と宿泊を組み合わせた施設は設置が可能という理解でよいでしょうか？	可能です。キャンプ等のように、体験活動に宿泊要素が組み込まれていることが必要です。
公募設置等指針 P.11	(3)特定公園施設 (ウ)特定公園施設の設置許可使用料は、当該施設が営利を目的とし、又は利益をあげる施設ではないことを別府市が確認した後、無償となるが、「利益をあげる」の意味及び条件について、具体的にご教示ください。なお、特定公園施設において、利用料を徴収する場合において、施設運営上及び社会通念上妥当な金額であれば、利益をあげる施設に該当しないという理解でよいでしょうか？	特定公園施設とは、公園管理者との契約に基づき、公募対象公園施設の設置又は管理を行うこととなる者が整備する、園路、広場等の公園施設であって、公募対象公園施設の周辺に設置することが都市公園の利用者の利便の一層の向上に寄与すると認められるものです。基本的には無料で利用できるものとなりますので、普段から利用料金を徴収するものは該当しません。ただし、ある特定の個人又は団体が他の一般利用を制限して利用する場合、施設のメンテナンス料を若干徴収することは差し支えありません。
公募設置等指針 P.11	(ケ)管理運営に必要な標識や案内板、園名板を整備してくださいとあるが、既設の看板やサイン等の使用は可能でしょうか。	指針P.5の2(1)ア(ク)に記載のとおりです。
公募設置等指針 P.11、12	国道接続の園路の整備は本事業において実施しますが、その後の維持管理、修繕については、別府市様の対応と理解していますが、その理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
公募設置等指針 P.13	(6)認定の有効期間 特定公園施設は、事業終了時に別府市に無償譲渡することを基本とするとなっているが、無償譲渡となるものとして想定されるものを具体的にご教示ください。	駐車場、園路、エントランススペース、広場、植栽等です。
公募設置等指針 P.24	リスク分担について 「自然災害(台風、地震等)等不可抗力への対応における業務の一部又は全部の停止を命じた場合であっても、別府市は認定計画提出者の運営する公募対象公園施設の休業補償は行わない」と記載があるが、新型コロナウイルス等の感染症による不可抗力の取扱いについてご教示ください。なお、感染症等の不可抗力については、民間事業者だけで対応できることではないため双方協議の上での、別府市様のご支援を検討いただけるとありがたいです。	新型コロナウイルス等の感染症による不可抗力の取扱いについても自然災害等と同様です。
	一部業務の再委託は可能であると理解していますが、その理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
	施設の収支(収入及び管理費等支出)について、過去3年分をご提供ください。	別府海浜砂湯の収支については、法人等の事業活動に関する情報にあたると思料されるため提供することはできません。なお、指定管理施設の基礎情報については、別府市公式ホームページに施設カルテ(市政>各種計画>施設カルテ)を公開しておりますので参照ください。
	過去に実施されている来訪者アンケートに結果をご提供してください。	別府海浜砂湯で実施している利用者アンケートの結果については公表しておりません。ただし、利用者から当該施設に寄せられた主なご意見としては、「(予約システムが無いので)待ち時間が長い」、「脱衣所が狭い」といったものがあります。
	敷地に関する図面として、給排水の配線、配管図、電気の配線、配管図 温泉噴出の深さ、土地の高低差が分る資料をご提供ください。	参考資料1公園平面図・公園設備平面図をご確認ください。掘削深度は、参考資料2 泉源調書をご確認ください。
	本事業の認定事業者から、業務の一部再委託は可能と理解していますが、その理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

質問対象	質問内容	回答
公募設置等指針 P.5	①既存樹木の情報 既存樹木の枝張り・樹種が分かる資料があればご提供ください。	樹木の枝張りについて資料はございませんが、主な樹種としてはクロマツ、クスノキ、エノキ、クロガネモチ、ヤマモモ、ソメイヨシノ、ヒメユズリハ、ホルトノキ、イチヨウなどがあります。
公募設置等指針 P.5	②津波看板 敷地内の津波高さの看板は移設可能でしょうか。	移設可能ですが、看板の性質上、移設先については、視認性の確保等一定の条件が付されます。
公募設置等指針 P.5	③既存の祠の移設可否 石碑は移設可能とのことですが、祠とその周辺の墓石らしきものも同様でしょうか。	祠と付近の石については維持を基本とし、詳細については設置等予定者との協議の上決定させていただきたいと考えています。
公募設置等指針 P.5	④草木の保全 指針書 P.5 2- (1) - (イ) より「絶滅のおそれがある種」と有りますが、当該区画内で、特定される草木（及び場所）は御座いますでしょうか。	ハマボウなどの植物が主に別府湾沿岸の園路沿いに生育しています。
公募設置等指針 P.5	⑤整備に関する共通事項 水路管理者との協議について水路への蓋掛けが必要な場合の相談先をお教えてください。また、蓋を掛けない計画の場合は管理組合との事前協議は不要と考えて宜しいでしょうか。	水路に関する場合は、公園緑地課を通じて都市整備課と協議することになります。水路付近の整備も同様です。
公募設置等指針 P.6	⑥敷地出入口の屋外サインについて 視覚誘導上、施設へのアプローチプランに於いて重要な位置づけと考えます。 屋外サイン（固定サイン）は P.6 2- (2) - (ク) に御座います『のぼり』に該当しないと考えて宜しいでしょうか。 県条例に沿えば設置してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
公募設置等指針 P.7	⑦ゲームセンターの可否について 事業主誘致による商業施設エリアについて P.7 2- (2) - (カ) に記載の通り、商業施設エリアの一角にアミューズゲーム要素の強い「風営法の申請に関わる施設（ゲームセンターは該当）」について、誘致は出来ないのでしょうか。	公募設置等指針 P.7 に記載のとおり、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に該当する業」については、公募対象公園施設の運営にあたり実施する事業から除くこととします。
公募設置等指針 P.19	⑧関係資料について 「印鑑証明書」と「委任先事務所の使用印」が異なる場合、委任状と使用印鑑届は必要でしょうか。その場合は別府市の入札参加資格審査申請にもちいられている様式を使用すればよろしいでしょうか。	別府市の入札参加資格審査申請様式を使用して差し支えありません。今回の公募に即した内容に変更の上でご提出ください。
公募設置等指針 P.19	⑧関係資料について 事業報告書、事業計画書は何か年分を必要とするでしょうか。	直近3年間分をご提出ください。
公募設置等指針 P.18	①「公募設置等計画は、A3 判横書き左綴じ、ページ数を付して提出してください。」とありますが公表の様式はA4形式となっております。どちらが正しいのかご確認くださいませすでしょうか。また、文字サイズの制限等も無いか併せてご確認頂けますと幸いです。	公募設置等指針に記載のとおり、A3判となります。また、文字サイズの制限はございません。分かりやすさ、見やすさに配慮してください。
公募設置等指針 P.10,11	④公園全体で駐車場整備として求める台数が記載されておりますが、営利を目的とするエリアと営利をあげる施設ではないエリアとを分割して整備する提案は可能でしょうか。	可能です。